



# 環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成26年6月2日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に基づき（仮称）プラウド宮崎台Ⅱ計画に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 野村不動産株式会社 住宅事業本部 神奈川事業部長 梶 貴之
	指定開発行為の名称	（仮称）プラウド宮崎台Ⅱ計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市宮前区宮前平3丁目7番1号他
	指定開発行為の目的	集合住宅の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約17,048㎡（第一種中高層住居専用地域／第一種住居地域） 延べ面積：約38,322㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成26年12月 完了予定：平成28年6月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期 間：平成26年6月 2日（月）から 平成26年7月16日（水）まで 土曜日及び日曜日は除きます。ただし、高津区役所及び宮前区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時 間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて当該条例準備書及び要約書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
	縦 覧 場 所	高津区役所、高津区役所橋出張所、宮前区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	意見書の提出	・縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成26年7月16日（水） （郵送の場合は、平成26年7月16日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問 合 せ 先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156